

第4章 計画の着実な推進

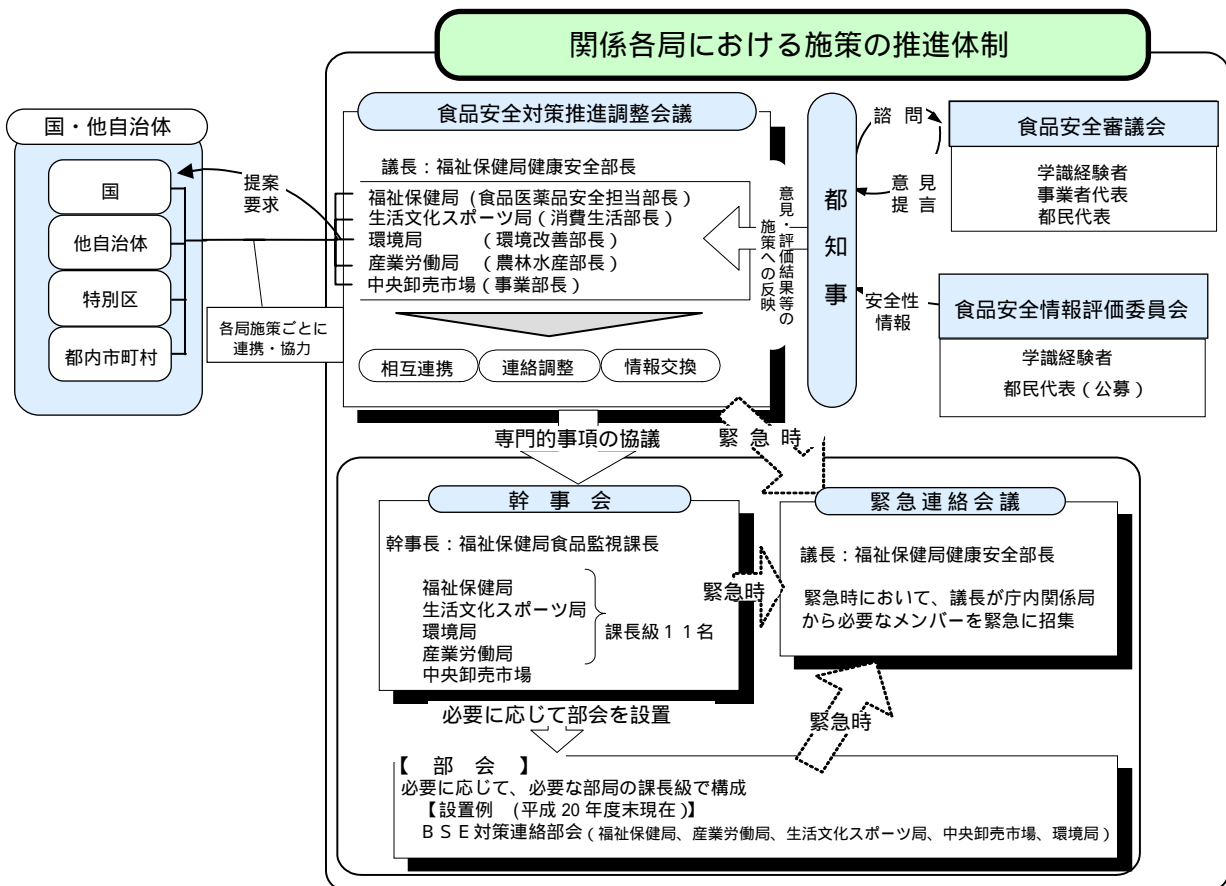
1 施策の推進体制

食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局による適切な連携が最も重要です。

このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、食の安全・安心の向上を図るための全庁的な取組を推進していきます。

また、都内に流通する食品の多くは海外や都外で生産・製造されていることから、国や他自治体と連携し、食品の安全確保を図っていきます。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めていくため、食品安全条例に定める知事の附属機関である、「食品安全審議会」からの意見や提言、「食品安全情報評価委員会」からの報告のほか、各局の審議会等の意見を踏まえ、施策を推進していきます。



2 計画の実施と見直し

本計画を着実に推進していくため、食品安全対策推進調整会議を活用し、第2章に掲げた戦略的プランを中心にその進ちょく状況等を把握して、適切な点検と進行管理を行っていきます。

これらの進ちょく状況を、年度ごとに食品安全審議会へ報告するとともに、計画の中間年度には広く都民に公表します。

食品の安全に関する課題は、計画策定時点では認識されていない新たなリスクの顕在化、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化します。

このため、計画期間の途上において改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき食品安全審議会に諮問するなど、社会情勢に柔軟に対応していきます。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎となるものであり、都における重要な課題の一つです。このため、関係各局の連携のもと全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、本計画を着実に実施していきます。

このことにより、食に対する都民の信頼を確保するとともに、食品安全条例が目的とする「現在及び将来の都民の健康保護」の実現を目指します。